

課 長	課長補佐	グループ長	課 僚	担 当

(HP公開用)

## 磐田市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年2月16日(金) 午後2時00分から
- 2 開催場所 磐田市役所西庁舎3階302・303会議室
- 3 出席委員
 

1番 鈴木 則和	2番 佐野 一正	3番 角田 誠哉
4番 稲垣 明久	5番 鈴木 千智	6番 溝口 貴也
		9番 大箸千賀子
	11番 澤田 和孝	12番 大橋 安男
13番 村田 暢之	14番 石野 計美	15番 藤原 隆
16番 田中 昌孝	17番 池田 藤平	18番 鈴木 陽介
19番 安田 正晃		
- 4 欠席委員
 

7番 石川 良二	8番 小城 寿子	10番 鈴木 茂仁
----------	----------	-----------
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名人の氏名
  - 第2 会議書記の指名
  - 第3 議案第41号 農地法第3条の規定による許可について
  - 議案第42号 農地法第4条の規定による許可について
  - 議案第43号 事業計画変更承認について(目的変更)
  - 議案第44号 農地法第5条の規定による許可について
  - 議案第45号 非農地通知について
  - 議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用幅設定】
  - 報告第44号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 報告第45号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
  - 報告第46号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
  - 報告第47号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 6 事務局出席者 鈴木課長 新井主幹 水野主査 寺田主事
- 7 議 事

会 長)

それでは、ただいまから2月定例会を開会いたします。在任委員19名中16名が出席していますので、本会

は成立しております。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、17番 池田 藤平委員、18番 鈴木 陽介委員を指名します。議事録署名委員の方々は、来月の総会の際に事務局職員が作成した総会議事録を確認いただき、署名をしていただきます。次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の寺田さんを指名いたします。

議 長)

議事に入る前に、今月の議案書につきまして、訂正事項があるということですので、事務局から説明を求めます。

事務局)

案内図及び配置図の10ページをご覧ください。お手元に配布した配置図5-3と10ページの差し替えをお願いします。変更点は、側水路に排水する計画から新しく集水枡を設置し排水する計画になった点です。また、審査件数表の東部地区管内の農地法第18条が2件になっていますが、東部地区管内は0件、代わりに西南地区管内の農地法第18条が2件に訂正をお願いします。

訂正は、以上です。申し訳ありませんでした。

議 長)

それでは、議事に入ります。

議案第41号「農地法第3条の規定による許可について」を議案として上程します。

事務局より説明を求めます。

事務局)

議案書1ページをご覧ください。

議案第41号「農地法第3条の規定による許可について」、農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求める。

令和6年2月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地「岩井 [ ]」、地目畑、面積 [ ]、合計面積 [ ]です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、岩井 [ ]、譲受人は、岩井 [ ]、自作地 [ ]、貸付地 [ ]です。

譲受人は、[ ]の栽培を行う専業農家です。自宅近傍の当地を取得し、経営基盤の安定化を図りたく申請します。売買価格は、10a当たり [ ]、総額 [ ]です。取得後は、[ ]の栽培を行う計画です。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号2番、西南地区、申請地「万正寺 [ ]」、地目畑、面積 [ ]です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、浜松市 [ ]、譲受人は、万正寺 [ ]



申請者は[ ]を[ ]に出荷しており、おおむね地域の平均単収8割の収量を満たしています。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。

また、下部農地における営農の継続を前提としていること、パネルの角度、間隔等から見て農作物の育成に適した日照量を保つ設計となっており、農作業に必用な管理機等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること等が認められることから、許可相当と判断致します。

以上で説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

[ ]  
地域の平均的な単収の数値はいくつですか。

[ ]  
10a 当たり [ ] kgです。

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第42号「農地法第4条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

議 長)

次に、議案第43号「事業計画変更承認について」を議案として上程します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局)

議案書3ページをご覧ください。案内図及び配置図は3ページから4ページをご覧ください。

議案第43号「事業計画変更承認について」、農地法により転用許可された後、事業計画変更の申請が次のとおり申請があったので承認を求めます。

令和6年2月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、竜洋地区、申請地は、当初は「駒場[ ]」、地目畑、面積[ ]です。変更後は「駒場[ ]」、地目畑、面積[ ]です。当初申請人は、新開[ ]、[ ]、転用目的は、仮設事務所[ ]、仮設トイレ[ ]、砕石等の資材置場で、砕石敷き、県発注の[ ]工事のための仮設事務所並びに資材置場で[ ]に許可を受けましたが、現場工事において[ ]が想定以上に多く、排水処理等

の関連付帯工事に多く時間を要したため、当初よりも工期延長となり、それに伴い令和6年3月31日まで資材置場の使用が必要となったため、申請するものです。

仮設事務所等の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は自然浸透にすることから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められる場合であること。工事完了後は、元の農地に復元し、所有者が適正管理する誓約書も添付されており、事業計画変更申請では、変更後の転用事業が変更前事業と同程度、またはそれ以上に必要性があり、計画実行が確実と認められること等の要件に該当することから、承認相当と判断いたします。

以上で説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

他に質問等もないようですので、採決を取ります。

議案第43号「事業計画変更承認について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

議 長)

次に、議案第44号「農地法第5条の規定による許可について」を議案として上程します。なお、案件が前後いたしますが、本審議案件の整理番号4番につきまして、議席番号[ ]委員は、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、この案件に限り、議事参与ができませんので、退席をお願いいたします。

(退席確認)

それでは、整理番号4番につきまして、事務局から説明を求めます。

事務局)

それでは、議案書5ページから6ページをご覧ください。案内図及び配置図は11ページから12ページをご覧ください。

議案第44号「農地法第5条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求めます。

令和6年2月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号4番、豊田地区、申請地「加茂[ ]」、地目田、面積[ ]、道

路等 併用です。賃貸借の権利設定の案件です。

賃貸人は、一言、賃借人は、池田、転用目的は、砂利採取で許可日から2年間の一時転用です。

申請人は、市内に本店住所を置き、法人です。骨材資源確保のため、良質な砂利層が期待できる当地で、許可日から2年間の砂利採取のため、一時転用したく、申請するものです。本案件につきましては、市の土地利用対策委員会の承認、地元自治会の承諾を得ています。なお、掘削後の埋戻しについては、静岡県盛土規制条例の対象になるため、農地法上は盛土条例の許可を受けることの許可条件を附します。

砂利採取事業の規模や配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に防護柵を設置、敷地外への排水をしないことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。工事完了後は、元の農地に復元し、適正管理する誓約書及び耕作管理計画書も添付されていることから、許可相当と判断いたします。

以上で説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

委員)

大規模な砂利採取事業だが、2年間で終わるのか。埋戻土はどこのものか。砂利採取後の農地利用が心配だが、大丈夫か。

事務局)

砂利採取法の許認可を袋井土木事務所が所管しており、砂利採取法において2年間の定めがあります。埋戻土は、と確認しています。工程表では1年目は掘削、2年目は埋戻の計画です。砂利採取後の農地利用については、申請者が耕作管理計画書の耕作者と調整を図り、農地復旧を行うと考えます。

委員)

静岡県盛土規制条例について詳しく教えてください。

事務局)

熱海市での土砂災害から約2年前に施行されました。対象は盛土等区域面積1,000 m<sup>2</sup>以上又は土砂量1,000 m<sup>3</sup>以上の規模です。許可までは住民説明会の実施や土壤汚染調査等があると承知しております。

委員)

用水路と排水路はどこに位置していますか。周辺農地の用排水に影響はありませんか。

事務局)

用水路は申請地[ ]側、排水路は申請地[ ]側です。市土地利用委員会で基盤整備の確認をしており、土地改良区との協議もされていることから、周辺農地の用排水への影響はないと認識しております。

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第44号「農地法第5条の規定による許可について」の整理番号4番の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、整理番号4番は、許可することに決定いたします。

(退席者入室)

続きまして、整理番号4番を除く案件を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

それでは、議案書4ページをご覧ください。案内図及び配置図は5ページから6ページをご覧ください。整理番号1番、北部地区、申請地「見付[ ]」、地目畑、面積[ ]です。使用貸借の権利設定の案件です。

使用貸人は、見付[ ]、使用借人は、浜松市[ ]、[ ]、転用目的は、分家住宅[ ]です。

申請人は、市外のアパートに居住していますが、何かと手狭となり、[ ]に自己用住宅を持ちたく、[ ]に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に見切りを設置し、生活排水は公共下水道へ放流し、雨水は[ ]側道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断致します。

次に、整理番号2番、東部地区、申請地「鎌田[ ]」、地目畑、面積[ ]です。案内図及び配置図は7ページから8ページをご覧ください。使用貸借の権利設定の案件です。

使用貸人は、鎌田[ ]、使用借人は、浜松市[ ]、[ ]、転用目的は、分家住宅[ ]です。

申請人は、市外のアパートに居住していますが、子供が成長し手狭となり、[ ]に自己用住宅を持ちたく、[ ]に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側にコンクリートブロックを設置し、生活排水は[ ]側の公共下水道へ放流、雨水は[ ]水路へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の公共施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

議案書5ページをご覧ください。案内図及び配置図は9ページから10ページをご覧ください。

整理番号3番、東部地区、申請地「大立野[ ]」、地目畑、面積[ ]です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、神奈川県中郡大磯町[ ]、譲受人は、大立野[ ]



事務局も現地調査を行い、境界が分かりづらい状況でした。公図上、申請地の側隣接地は赤道だと考えるため、水路はないと認識しております。そのため、水路の記載のある計画平面図を現況に合わせた計画平面図に差替えるよう許可条件に附させていただきます。また、転用面積については、申請地内での計画で計算されているため変更はないと考えます。

他に質問等もないようですので、採決を取ります。議案第44号「農地法第5条の規定による許可について」整理番号3番と4番を除く案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第44号「農地法第5条の規定による許可について」整理番号3番の案件につきましては、「計画平面図を現況に合わせた計画平面図に差替えること」を許可条件に附して、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

議 長)

次に、議案第45号「非農地通知について」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

それでは、議案書7ページから9ページをご覧ください。非農地案内図は1ページから8ページをご覧ください。

議案第45号「非農地通知について」、農地法第30条の規定による利用状況調査の結果、次の土地を非農地とすることについて審議を求めます。

令和6年2月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、豊岡地区、対象地「上野部」、地目 田、面積、です。現況地目につきましては、現在の課税上の地目です。土地所有者は、上野部、です。対象地の状況は山林、非農地とした時期は令和5年11月7日、非農地と判断した理由は、「隣地の山林と一体化しており、その周囲は森林で、農地に復元して利用することが不可能であるため」です。この案件を含め、対象地は合計筆、合計面積、土地所有者は、です。昨年7月、8月に農業委員及び推進委員の皆さんにお願いした「利用状況調査」の結果を基に、昨年9月、10月に事務局職員が再度現況調査を行い、11月の事前審査会で地元農業委員、推進委員にタブレットで撮影した写真等で確認を行い、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから、農地ではないと判断するものです。なお、土地所有者が未相続になっている方には市税課の課税情報に基づき、相続人代表者に対して判断通知を送付しております。

説明は以上です。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

土地所有者の未相続になっている場合は、相続人を確認しているということで問題ないですか。

事務局)

市内の土地所有者が未相続になっている方には市税課の課税情報に基づき、相続人代表者に対して対象地が農地に該当しない旨の判断通知を送付しています。ただし、市外については未相続が確認できないため、郵便が返戻になっていないかなどで未相続が判断しています。また、非農地のガイドラインでは判断通知の送付は、所在が分からない場合等については通知の郵送が出来ないことについてやむを得ないことになっています。

他に質問等もないようですので、採決を取ります。

議案第45号「非農地通知について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

議長)

次に、議案第46号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書10ページをご覧ください。

議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記、農用地利用集積計画を決定することについて審議を求めます。

令和6年2月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

今回の利用権設定は、すべてが農地中間管理事業によるもので、筆、面積は、田、畑です。内訳は、田、畑です。貸付人は、各筆明細のとおり、借受人は、公益社団法人静岡県農業振興公社です。

今回の利用権設定の案件、はすべて新規の計画です。

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数など、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。詳細につきましては、下記各筆明細のとおりです。なお、明細の貸主名は、令和5年1月1日時点の登記簿の名義人になっています。

以上で説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手を

お願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

他に質問等もないようですので、採決を取ります。議案第46号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

以上で、農地法の審議を終了いたします。

事務局)

議案書11ページから13ページをご覧ください。

報告第44号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、このことについて、農地法第3条の3第1項の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和6年2月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、北部地区、届出地「寺谷新田 [REDACTED]」、地目畑、面積 [REDACTED] です。被相続人は、寺谷新田 [REDACTED] を、相続人は、神奈川県川崎市 [REDACTED] [REDACTED] を含め、10件の相続の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書14ページをご覧ください。

報告第45号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第4条第1項第7号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和6年2月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、西南地区、届出地「上大之郷 [REDACTED]」、地目畑、面積 [REDACTED] です。届出者は、千葉県市川市 [REDACTED]、転用目的は敷地拡張の1件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書15ページから17ページをご覧ください。

報告第46号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第5条第1項第6号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和6年2月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、北部地区、届出地「見付 [REDACTED]」、地目畑、面積 [REDACTED] です。譲渡人は、浜松市 [REDACTED]、譲受人は、森下 [REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、自己用住宅を含め、所有権移転の案件11件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書18ページから35ページをご覧ください。

報告第47号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、農地の賃借権の合意解約がなされ、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、次のとおり報告する。

令和6年2月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

整理番号1番、北部地区、土地の所在「笠梅」、地目畑、面積です。賃貸人は、笠梅、賃借人は、笠梅、耕作者変更のための解約を含め、80件の通知を受理しましたので、報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長)

ただいまの報告第44号から第47号について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見等は、ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

全体を通しまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

他に質問、ご意見等は、ないようです。

以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

審議終了 (午後3時5分)

協議事項

ありません。

報告事項

ありません。

連絡事項

- ・2月28日あっせん委員会の開催について

終了 (午後3時15分)

上記のとおり決する。

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人